

様式第 1 号

※旭川市じん臓機能障害に係る認定要領ただし書きによる診断が適当と判断する場合は、下表（じん臓機能障害認定評価表）を記載してください。

じん臓機能障害認定評価表

患者氏名 _____

※該当する項目の評価欄に○印をつけてください。

項 目		評 価	
1 腎不全に起因する臨床症状			
(1) 体液貯蔵	(全身性浮腫、高度の低タンパク血症、肺水腫)		
(2) 体液異常	(管理不能の電解質・酸塩基平衡異常)		
(3) 消化器異常	(悪心、嘔吐、食意不振、下痢)		
(4) 循環器症状	(重篤な高血圧、心不全、心包炎)		
(5) 神経症状	(中枢・抹消神経障害・精神障害)		
(6) 血液異常	(高度の貧血、出血傾向)		
(7) 視力障害	(尿毒症性網膜症、糖尿病性網膜症)		
3項目以上該当：30点（高度） 2項目該当：20点（中等度） 1項目該当：10点			点
2 腎機能			
血清クレアチニン濃度 (mg/dl)	8以上	30点	
	5以上8未満	20点	
	3以上5未満	10点	
			点
3 日常生活の制限度			
尿毒症のため起床できない（高度）		30点	
日常生活が著しく制限される（中程度）		20点	
通勤、通学あるいは家庭内労働が困難となった場合（軽度）		10点	
			点
4 加算事項			
年齢10歳未満の者		10点	
年齢65歳以上の者		10点	
全身性血管合併症のある者		10点	
			点
60点以上：1級 50点以上60点未満：3級 40点以上50点未満：4級			点
			級

旭川市じん臓機能障害に係る認定要領

じん臓機能障害に係る障害程度の認定については、原則として、国に定める基準により行うものとする。ただし、当該基準によりがたい場合については以下のとおりとし、じん臓機能障害認定評価表（様式第1号）の提出を必要とする。

- 1 次の1から4までの指標により得点を加算し、60点以上の場合じん臓機能障害1級と認定し同じく50点以上60点未満の場合同3級、40点以上50点未満の場合同4級と認定する。

(1) 腎不全に起因する臨床症状

- ① 体液貯留（全身性浮腫、高度の低タンパク血症、肺水腫）
- ② 体液異常（管理不能の電解質・電解質・酸塩基平衡異常）
- ③ 消化器症状（悪心、嘔吐、食思不振、下痢など）
- ④ 循環器症状（重篤な高血圧、心不全、心包炎）
- ⑤ 神経症状（中枢・末梢神経障害、精神障害）
- ⑥ 血液異常（高度の貧血症状、出血傾向）
- ⑦ 視力障害（尿毒症性網膜症、糖尿病性網膜症）

これら①～⑦項目のうち3項目以上に該当する場合、高度（30点）、2項目に該当する場合中等度（20点）、1項目に該当する場合軽度（10点）とする。

(2) 腎機能

血清クレアチニン濃度（mg/dl）8以上の場合30点、5以上8未満の場合20点、3以上5未満の場合10とする。

また、12歳未満の場合は、内因性クレアチニンクリアランス値（ml/分）10未満の場合30点10以上20未満の場合20点、20以上30未満の場合10点とする。

(3) 日常生活障害度

尿毒症状のために起床できないものを高度（30点）、日常生活が著しく制限されるものを中等度（20点）、通勤、通学あるいは家庭内労働が困難となった場合を軽度（10点）とする。

(4) 加算事項

10歳未満及び65歳以上の場合10点を加算する。また、全身性血管合併症がある場合についても10点を加算する。

2 その他

1により認定の結果、疑義が生じた場合には北海道立心身障害者総合相談所、旭川市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見を聴くものとする。

3 施行日

この取り扱いについては、原則として、平成15年4月1日以降の申請分について適用する。